

2020年5月22日
日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の
一部改正等について

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症拡大に対応する観点から、企業等の資金繰りをさらに支援するため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・土川 (03-3277-2877)

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中
一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、民間部門における金融面の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、時限的な措置として、金融支援特別オペレーション（適格担保を担保として、共通担保として差入れられている民間債務の担保価額および新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高の合計額の範囲内で資金供給を行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

貸付先ごとの貸付限度額は、次の（１）および（２）の合計額とする。
ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（１）貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が貸付実行時点で共通担保として差入れている社債、短期社債、保証付短期外債、資産担保債券、資産担保短期債券、不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、企業が振出す手形、不動産投資法人が振出す手形、コマーシャル・ペーパー、企業を債務者とする電子記録債権、不動産投資法人を債務者とする電子記録債権、企業に対する証書貸付債権（米ドル建て

のものを含む。) 、不動産投資法人に対する証書貸付債権および住宅ローン債権信託受益権の担保価額相当額の合計額とする。ただし、~~貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。~~

(2) 各貸付先が別に定める時点で新型コロナウイルス感染症対応として行っている中小企業等への融資の残高に相当する金額のうち、次のイ. およびロ. に掲げるものの合計額

イ. 政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証または利子減免にかかる制度を利用して行っている融資の残高に相当する金額

ロ. イ. の融資に融資条件の面で準じる融資の残高に相当する金額 (ただし、1,000 億円を上限とする。)

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

令和~~2~~3年~~9~~3月~~30~~31日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~2~~3年~~9~~3月~~30~~31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

9. および附則にかかる一部改正は本日から実施し、それ以外にかかる一部改正は総裁が別に定める日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 系統中央機関は、予め、この特則に基づき、系統中央機関より貸付けを受けることを希望する会員金融機関に、次の（１）または（２）を求め
める。

（１）各系統中央機関が適格と認めた、基本要領 8.（１）に記載された債務等の民間債務（以下「適格民間債務」という。）を、~~の~~担保として差入れさせる。

（２）基本要領 8.（２）に定める融資の残高の報告

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 基本要領 8. の規定にかかわらず、この特則に基づく貸付けを受ける場合の各系統中央機関の貸付限度額は、基本要領 8. に定める担保価額相当額の合計額に、~~1.~~により会員金融機関が当該系統中央機関に差入れた適格民間債務の額面価額の 50%相当額次の（１）および（２）の合計額を加えた金額とする。ただし、貸付実行時点における当該系統中央機関が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（１） 1.（１）により会員金融機関が当該系統中央機関に差入れた適格民間債務の額面価額の 50%相当額

（２） 1.（２）により会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、基本要領 8.（２）イ. に定める融資の残高に相当する金額および基本要領 8.（２）ロ. に定める融資の残高に相当する金額（ただ

し、会員金融機関あたりの上限額は1,000億円とする。)の合計額

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 各系統中央機関は、1. により適格民間債務を差入れた(1)または(2)を行った会員金融機関に対して、その適格民間債務の額面価額の50%相当額当該会員金融機関にかかる2. (1)および(2)の合計額の範囲内で希望する金額に応じて、本特則に基づき貸付けを受けた資金を原資として貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和23年9月30日1日をもって廃止する。

(附則)

附則にかかる一部改正は本日から実施し、それ以外にかかる一部改正は総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

○ 附則 2. から 4. までを横線のとおり改める。

2. 社債等の買入対象は、令和~~2~~3年~~9~~3月~~30~~31日までの間、基本要領 4. (6) および (7) の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

(1) }
(2) } 略 (不変)

3. 一発行体当りの買入残高の上限は、令和~~2~~3年~~9~~3月~~30~~31日までの間、基本要領 5. の規定にかかわらず、CP 等については 5,000 億円、社債等については 3,000 億円とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、CP 等については 5 割、社債等については 3 割を超えているものは、買入対象から除外する。

4. 一発行体当りの買入残高の上限は、CP 等については令和~~2~~3年~~10~~4月 1 日から令和~~3~~4年~~9~~3月~~30~~31日までの間、社債等については令和~~2~~3年~~10~~4月 1 日から令和~~7~~8年~~9~~3月~~30~~31日までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、基本要領 5. の規定にかかわらず、3. 本文またはただし書きに規定する水準から基本要領 5. 本文またはただし書きに規定する水準までの範囲内において決定し得るものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。